

甲府市協働支援センター「情報発信ボード」掲示基準

(※以下、甲府市協働支援センターを「センター」という。)

1 「情報発信ボード」について

市民活動団体（営利を目的としない社会貢献活動を、自発的・自主的に継続して行っている団体）や事業者等が発信したい情報を掲示するボードです。センター1階の市民カフェスペース（ボランティアボード隣）に掲示します。掲示する情報は申し込みによりセンターで認めたものに限りします。

2 掲示内容・掲示できるもの

公益的な活動に関する活動情報や各種イベント、告知、募集、案内など、広く市民の公益活動に関する情報を掲示できる内容とします。

3 掲示できないもの

次のいずれかに該当するものは掲示できません。

- (1) 宗教活動や政治活動を目的とした情報（演説のお知らせも含む）
- (2) 営利活動を目的とした情報
- (3) 費用を条件とし、その目的が実費弁償を超えるとセンターが認めた場合
- (4) 甲府市民を対象にしていないもの
- (5) 個人宣伝、個人活動を目的としたもの
- (6) 誹謗中傷にあたるもの
- (7) 著作権等の権利を侵害する恐れがあるもの
- (8) その他、センターが適当でないと判断したもの

4 掲示物の規格

掲示物の規格は、A4サイズの色紙、コピー用紙等とします。両面印刷も可能ですが、掲示方法は片面のみの掲示としますので、その際、どちらが表面になるのか申込時に申し出てください。申し出がない場合は、センターで判断します。

5 掲示期間

原則として1ヶ月間掲示します。

(※1か月以上ご希望の場合は申込時にご相談ください。1団体1掲示としますが、掲示スペースがある場合は複数可とします。)

6 申込方法

「情報発信ボード掲示申込書」を協働支援課まで持参または郵送で提出してください。提出の際は掲示物を3部添付してください。(※申込書は市ホームページからダウンロードできます。)

お問い合わせ・申し込み先

〒400-0034 甲府市宝 2-8-19

甲府市協働支援センター 協働支援課

TEL 055-231-5537